

10月1日の高崎市児童相談所の開所に向けて

こども救援センターと こども発達支援センターを移転します



こども救援センターとこども発達支援センターは、高崎市児童相談所開設に向けた準備のため、7月7日(月)に市役所本庁から同相談所（問屋町4丁目）に移転します。今回号では、それぞれの部署の業務内容や新設された児童相談所の施設概要、4月16日に行われた同相談所の竣工式についてお知らせします。

問い合わせは、こども救援センター（☎027-321-1315）、こども発達支援センター（☎027-321-1351）へ。児童相談所の設置については、児童相談所準備室（☎027-321-1180）へ。



こども救援センター



こども発達支援センター

移転する部署の主な業務内容

こども救援センター

児童虐待や子どもに関する相談に対応。虐待かもしれないと感じたら、本人・家族に限らず、どなたからの相談も受け付けています。連絡した人のプライバシーは守られます。また、子育てに悩んでいる人や不安のある人は、一人で悩まずいつでも相談してください。

こども発達支援センター

発達に不安のある子どもと保護者の他、支援を行う関係機関の人を総合的にサポートしています。

7月7日以降の問い合わせ先

- こども救援センター
☎027-345-5189(24時間)、☎027-345-5191
- こども発達支援センター
☎027-345-5192
- 児童相談所準備室
☎027-345-5190

施設概要

- 場所＝問屋町4丁目4番地1
- 施設＝鉄筋コンクリート造2階建て
2階：こども救援センター、こども発達支援センター（10月から児童相談所）
1階：10月から一時保護施設

周辺図



「高崎の子どもは高崎で守る」

高崎市児童相談所の竣工式が行われました

4月16日、かねてより整備を進めてきた「高崎市児童相談所」が完成し、同所で竣工式が行われました。式典には、市や警察関係者、地元住民など約80人が出席し、内覧会も開催。富岡市長は「子どもを守るのは地方自治体に与えられた責務。『高崎の子どもは高崎で守る』決意を持ち、職員で心をつなげて対応していきたい」とあいさつしました。

同相談所は、近年全国的に増え続ける児童虐待や子どもに関するあらゆる相談により迅速に対応し、市の子育て支援サービスなどを活用した適切な支援を行うための準備を進めています。



▲施設の設置にかかる関係者の協力に感謝を述べた富岡市長



◀明るく相談しやすい雰囲気の施設